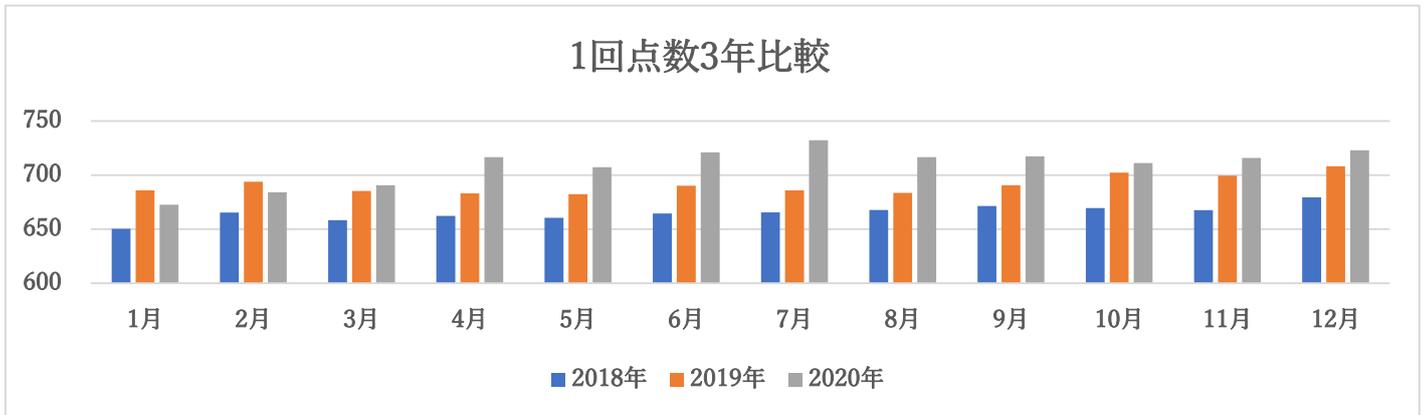


コロナ禍後の保険収入に構造変化か？

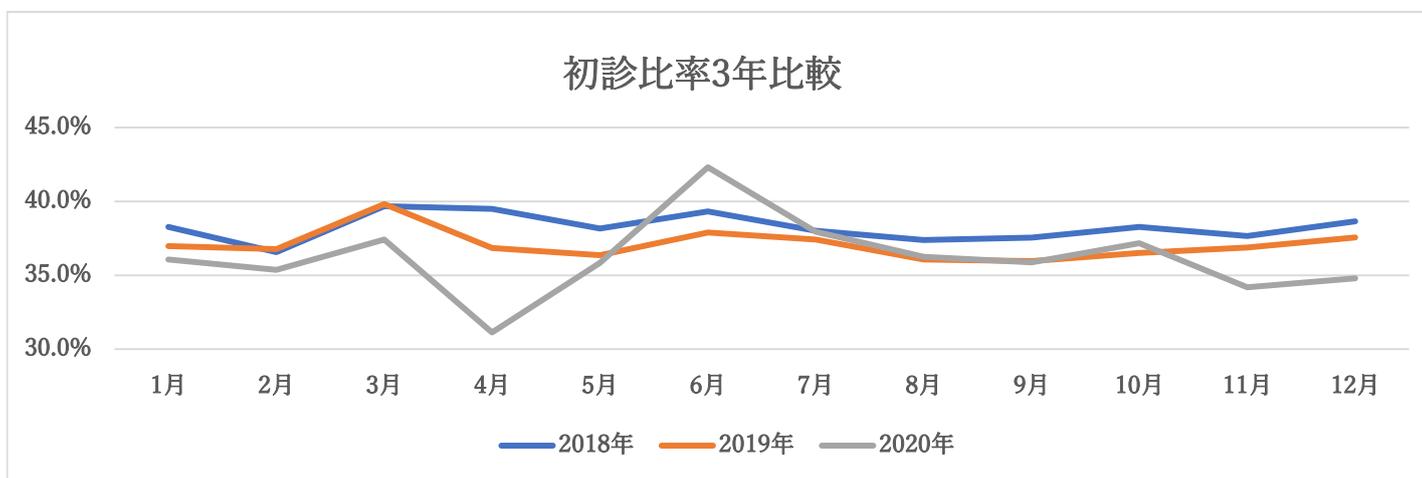
1. 1回診療点数が2020年4月から増加！



確認事項 1：2021年4月以降の1回点数アップによるものか？月回数減少による1回診療時間増によるものか？

確認事項 2：1回点数アップは診療点数算定の変更に関係しているか？（初診算定減少）

2. 初診比率がコロナ禍後低下継続！



確認事項 3：定期検診等の患者さんの初診（再初診）算定に変化はないか？

上記確認事項の内容確認のため、初診算定アンケートを実施しております

1. 定期検診等の患者さんへの初診（再初診）算定期間はどの程度か？
2. その場合の初診算定等の算定方法
 - (1) 短期間での初診算定をせずP重防の適用のケース
 - (2) 短期間での初診算定をせず、再診にて継続のケース
 - (3) 3か月程度での初診算定をして継続のケース

歯科会計®

コロナ禍の利益状況（個人歯科 129 診療所）

（表 1）個人歯科診療所（129 診療所）の利益状況（単位:万円）

番号	項目	診療所数	平均金額	下限	上限	前年比率 適用率	赤字比率
1	前年利益	126	1,064	-1,099	4,380	-	8.73%
2	事業利益	129	1,040	-913	4,537	97.74%	6.20%
3	実質利益	129	893	-1,013	4,437	83.93%	8.53%
4	コロナ支援金	99	139	3	715	76.74%	5.05%
5	持続化	41	100	100	100	31.78%	4.88%
6	家賃支援	30	132	19	288	23.26%	6.67%
7	雇用調整助成金	33	57	3	226	25.58%	6.06%
8	感染防止支援金	33	95	10	130	25.58%	12.12%

事業利益：決算申告上の利益

実質利益：事業利益からコロナ支援金を除いた利益

1. 個人診療所の平均事業利益は 1,040 万円（内、6.2%が赤字）

平均事業利益は、前年比 97.7%で約 3%利益減となり微減であるが、その利益の中には平均 139 万円のコロナ支援利益が含まれています。

コロナ利益を排除した、実質利益で比較すると前年比 83.9%となり 17%減となります。

2. 個人診療所の約 7 割強が平均 139 万円のコロナ支援金を受取り

コロナ支援金適用は延べ 76.7%、平均額 139 万円の適用です。

コロナ支援金の各適用率は平均 25%ですが、感染防止支援金は申請のタイミングで適用率 25.5% になっていますが、最終的には 100%近くになると思います。

3. 2021 年計画策定における注意事項

- （1）前年同期比を目標とすると、目標通りでも通年平均利益の 17%減となるので、目標は 20%程高めに設定する。
- （2）資金水準はコロナ融資により高い水準となっているので、診療収入の 2 か月分以上の預金残は余裕資金としてコロナ融資返済にあてるために別管理とする。

歯科患者データ速報値公表

コロナ禍は同地域歯科医院の状況の問い合わせを多数いただきました。

そこでタイムリーな歯科患者データをお届けできるように準備しております。

前 3 年比較の保険収入実日数と自費収入を地域別に公表いたします。

橋本会計のホームページで公表予定です。

ドクター会計

2020 年診療収入データ

眼科	2018 年	2019 年	2020 年	増減率
診療日数(日)	20.1	19.8	20.2	101.7%
1人点数(点)	606	616	620	100.6%
月回数(回)	1.17	1.17	1.16	99.0%
実日数(日)	1,007	976	889	91.1%
診療点数(点)	610,636	600,990	550,638	91.6%
自由診療(円)	73,961	91,002	80,633	88.6%
診療実績(円)	6,180,326	6,100,903	5,587,013	91.6%
整形外科	2018 年	2019 年	2020 年	増減率
診療日数(日)	21.0	20.9	21.2	101.6%
1人点数(点)	367	375	380	101.4%
月回数(回)	3.16	3.16	3.04	96.3%
実日数(日)	2,696	2,615	2,362	90.3%
診療点数(点)	990,329	979,672	897,423	91.6%
自由診療(円)	1,308,454	1,227,960	1,114,807	90.8%
診療実績(円)	11,211,748	11,024,679	10,089,033	91.5%
内科	2018 年	2019 年	2020 年	増減率
診療日数(日)	21.9	21.8	21.5	98.4%
1人点数(点)	715	743	779	104.8%
月回数(回)	1.31	1.30	1.28	98.3%
実日数(日)	1,462	1,480	1,312	88.6%
診療点数(点)	1,044,636	1,099,594	1,021,920	92.9%
自由診療(円)	929,605	950,788	1,009,799	106.2%
診療実績(円)	11,375,964	11,946,727	11,229,004	94.0%

- ・橋本会計お客様平均による 2020 年 1 月から 12 月までの平均値となります。
- ・院内処方・院外処方の区分はしておりません。
- ・各診療科目ともコロナによる患者数の減少により、診療点数では 8%前後の減少となりました。

医療承継

相続不動産の登記義務化

相続した不動産の名義変更登記が義務化される法案が令和3年4月21日に可決成立しました。国土交通省の調査によると、全国の土地の約2割で所有者が不明となっており、分からない理由としては相続登記の不備が66%、住所を変更をしていないことが34%となっていました。

所有者が不明な不動産問題を解消するための趣旨での義務化であり、怠った場合は過料が科されることとなります。

可決された主な内容は以下のとおりです。

① <相続登記の義務化>

相続人が土地の取得を知った日から3年以内に登記申請をすることが義務付けられました。違反した場合には10万円以下の過料が科されることとなります。

相続登記の義務化は3年以内に施行される見込です。

② <住所変更登記の義務化>

全ての不動産所有者に対して、住所変更などあれば2年以内に変更登記申請を求め、怠った場合は5万円以下の過料が科されることとなります。

住所変更登記の義務化は5年以内に施行される見込です。

③ <土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度>

管理が難しくなった土地を国庫に返納できる制度が新設される見込です。建物等が建っていない土地について、その所有権を国庫に帰属させることについての承認を求めることができるようになります。

ただし、一定の管理コストの支払をするなどその他定められた要件を満たす土地が対象となります。2年以内に施行される見込です。

相続後に未登記の不動産に関してはそのままですと将来的に過料が科されることとなりました。所有者の住所が変わっていても変更登記していない場合も同様ですので、法が施行される前に各種変更登記をしておくことをお勧めいたします。